平成２８年（フ）第１２６３号
大阪府高槻市古曽部町２丁目６番１―607号
債務者　萬　美佐子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２９０号
大阪府四條畷市中野新町13番18―209号
債務者　栗原　利雄
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４２７号
大阪市北区中崎１丁目10番12―303号
債務者　沖　　竜太
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４３０号
大阪府東大阪市大蓮東２丁目21番８号
債務者　浅野　宣明
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４３３号
大阪府東大阪市大蓮東２丁目11番23号　ラナ・カスターナ　101
債務者　コインズ八尾こと　坂口　　功
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４３６号
大阪市北区長柄中３丁目７番18―405号、前住所大阪市住吉区苅田９丁目15番32―405号
債務者　隅田　麻美（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５１号
埼玉県志木市幸町１丁目11番46―206号
債務者　下田サヨ子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８７号
埼玉県入間郡毛呂山町中央３丁目29番地６　エクセルハイム101号
債務者　岡本　初江
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１２９号
埼玉県所沢市緑町１丁目５番２―103号
債務者　森下健太郎
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４４号
埼玉県川越市大字砂881番地２（グランディール202号室）
債務者　遠田　智子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５１号
埼玉県川越市旭町１丁目11番地５
債務者　猪又　　斉
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１１８号
埼玉県所沢市大字南永井1049番地の７　サンメール並木202
債務者　大嶋　浩一
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１３８号
埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸671番地５
債務者　菊田美智子（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１３９号
埼玉県富士見市上沢３丁目５番４号
債務者　伊藤　信行
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１１２号
愛知県小牧市篠岡２丁目18番地　県営篠岡第二住宅９棟102号
債務者　阿部　弘美
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８９号
名古屋市中川区中島新町３丁目1613番地　メゾンあづま202号
債務者　薮下　智美
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５５号
札幌市豊平区中の島２条10丁目６番７号　ハイツタイセーＢ－２Ｆ－Ｄ号
債務者　金子　薫櫻
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６０号
札幌市東区北33条東16丁目４番23―103号
債務者　岡本　絢子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部